

## 1. 開 会

司 会 ただいまから、千葉県環境審議会自然環境部会を開催いたします。

委員の先生方には、ご多忙のところをご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

私は、本日の進行役を務めます県自然保護課の高梨でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議事に入る前に、本日の資料の確認をさせていただきます。

本日の資料ですが、

資料1が「本日の会議次第」でございます。

資料2が「議案」でございます。

このほかに、クリップ留めで三つのものを用意いたしました。

一つは、「自然環境部会委員意見に係る対応一覧表」と記載された冊子。これは両面印刷で5ページになっております。

それから、1枚紙で「緑化協定制度改訂と工場立地法地域準則条例制定に関するパブリックコメント結果」です。

もう一つ、「工場立地法における緑地率の緩和について」と記載された1枚紙です。これはクリップで綴じております。

資料に過不足がございましたら、お知らせいただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

本日の自然環境部会ですが、部会委員数 11 名中7名の委員の出席をいただいておりますので、千葉県行政組織条例第 33 条第 7 項の準用規定により、本部会が成立していることを報告いたします。

## 2. 自然環境部会長あいさつ

司 会 はじめに、田畑自然環境部会長からご挨拶をちょうだいいたします。

田畑部会長 皆さん、改めておはようございます。寒い中、朝早くからお集まりいただきまして、ありがとうございました。

実は、大変時間を切り詰めて審議してまいりまして、前回のときも活発にご意見をたくさんちょうだいいたしまして、それは事務局のほうで鋭意おまとめいただきまして、きょうのお手元の資料となっております。いずれにせよ午後も続いて親審議会がありますので、それに提出するような中身をまとめなければいけませんので、早速、中身の問題に入っていきたいと思っております。

時間のあるだけ十分審議していただければと、こんなふうに思いますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

そんなことで、議題は二つ、報告と答申書の内容となっておりますが、時間のあるだけ審議していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

司 会 ありがとうございます。

### 3. 環境生活部長あいさつ

司 会 続きますして、米田環境生活部長からご挨拶を申し上げます。

米田環境生活部長 今、部会長さんからお話がありましたとおり、お忙しい日程のなかで先生方をお願いすることになり、大変申しわけなく思っております。

先般1月27日にご審議いただきまして、大変活発なご意見をいただきました。その後も、いろいろな先生方から事務局にご意見を寄せていただきました。それらを取りまとめて、報告という形でお手元にお示ししてございます。まずはそれを確認あるいはご審議いただきます。

それから、いま部会長さんからお話にございましたとおり、午後の審議会に向けて、事務局で、いま申し上げた報告をもとに、こんな形でいかがかなという素案をつくってございますので、これについてもご審議いただいて、できるだけいい形で、こんなに時間がない中でいい形ができるかとお叱りを受けるかもしれませんが、とにかくできる限りいい形で答申をいただきたいと思っておりますので、よろしくご審議をお願いしたいと思います。

本日はありがとうございます。

司 会 ありがとうございます。

それでは、これよりご審議をお願いいたします。

部会の議事進行は、千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により部会長が議長を務めることになっておりますので、田畑部会長にはどうぞよろしくお願いいたします。

田畑部会長 ご指名ですので、よろしくお願いいたします。

審議に入る前に、これはいつものことながら、議案の公開については、この審議会は、非公開にもできますが、きょうの議案は前回の審議内容の継続ですので、公開としたいと考えておりますが、皆さん、よろしいですね。

(「賛成」の声あり)

田畑部会長 では、賛成いただきましたので、公開といたします。

もし傍聴人がいらっしゃいましたら、入室をお願いします。

事務局 今回はいらっしゃいません。

田畑部会長 それから、出席することになっていた親泊先生がまだ見えておりませんが、大学人は入試その他で一番忙しい時期だから、やむを得ないと思っております。

### 4. 会議録署名人の指名

田畑部会長 次に、千葉県環境審議会運営規程第10条の規定により、会議録署名人を2名指名させていただきます。

河 添 委員

広 瀬 委員

をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

## 5. 議案審議

### 議案第1号 今後の新たな緑地保全の取り組みについて（報告）案

田畑部会長　それでは、先ほどから紹介していますように、千葉県知事から1月16日に千葉県環境審議会に諮問があり、当部会で審議するということですが、一つは「今後の新たな緑地保全の取り組みに関する基本的な考え方について」、二つ目には「これらを踏まえた緑化協定制度的見直しについて」ということで、前回1月27日の自然環境部会での審議の内容と、先ほど米田部長からも紹介がありましたように、いろいろなご意見、ご提案をいただきまして、それらをまとめて、きょうはその内容をさらに深めて、環境審議会への報告案と環境審議会から知事への答申案についてご審議をお願いしたいと思います。

それでは議案第1号ですが、「今後の新たな緑地保全の取り組みについて（報告）案」について、事務局から説明をお願いします。

近藤自然保護課長　本日お諮りする案件ですが、前回1月27日に当部会へ議案としてお諮りした二つの議案について、ご審議いただいた際にいろいろな意見をいただいたわけですが、環境審議会への報告素案を作成したところでございます。さらに修正を加えた報告案について、1月28日に送らせていただきました。非常に短期間の中で先生方にはいろいろご迷惑をおかけして、申しわけなく思っております。

本日の報告案を作成したわけですが、この報告案をご審議いただき、了承いただければ、本日午後の環境審議会に報告させていただきたいと考えております。

それでは、「今後の新たな緑地保全の取り組みについて（報告）案」について説明いたします。

この報告案は、「1. はじめに」から「7. 千葉県の緑地保全の取り組みに関する基本的な考え」まで七つの段落に分け、1から5は、緑化協定制度的創設時から現在までの社会的・経済的变化により制度的見直しが必要であること、及び知事から諮問のあった見直し案について記述しております。また、森林をはじめとする緑が年々減少し荒廃している中で、新たな緑地保全の仕組みについて検討することを記述しております。

「6. 緑化協定制度的見直しに当たって配慮すべき事項」及び「7. 千葉県の緑地保全の取り組みに関する基本的な考え」では、自然環境部会の意見、提言を述べる構成になっております。

この報告案については、委員の皆様にお送りし、既にご覧いただいていることと存じております。

そこで、委員の皆様からいろいろご意見をいただいておりますので、それらにどのように対応したかを説明いたします。

「自然環境部会委員意見に係る対応一覧表」と報告案をご覧いただきたいと思います。それでは説明いたします。

まず、委員の皆様からいろいろご意見をいただいたわけですが、1月27日にいただいた意見の概要と対応について説明いたします。

一つ目として、敷地外制度を認めることにより「緑化協定」という言葉がなじまなくなってきたという意見がございました。これにつきましては、敷地外緑地の保全を認めるなど、緑化協定制度的見直しにより今までと違った概念での緑地の確保が対象となった

ということから、実施要綱を改正してこれらの概念を位置づけてまいりたいと考えております。

二つ目として、風土記の丘や県民の森は既に癒しの森として優れた場所であるという意見と、「千葉の森」としてこういったものはどう考えるのかという質問がございましたが、風土記の丘や県民の森は、広い意味で考えるときには「千葉の森」づくりに入るものと考えております。

続きまして、緑化と保全を混同している、あるいは緑化と緑地保全の考え方が交錯しているという意見がございました。この意見については、報告書に右のとおり記載いたしました。

緑化率を確保する手法ということで、企業によるNPOの援助とか壁面緑化ということですが、委員ご指摘のNPOへの企業の援助、ここまでは私どもとしては難しいかなと思っております。しかしながら、より多くのメニューをつくることで対応してまいりたいと考えております。

水面あるいは水辺の湿地等についても緑化に算入しないのかという意見ですが、緑化協定という性格からして水面は難しいと思います。しかしながら、「湿地、ビオトープを含めることを検討する必要がある」と報告に記載いたしました。

2ページですが、ここに記載している4と6は、同じような趣旨の意見ですので、まとめてお答えいたします。このことについては大変重要な事項でありますので、企業と協定を変更する際に助言や指導をしてまいりたいと思います。

5ですが、5年に1回報告を受けたらどうするのか、チェックしてほしいということですが、報告にも記載したところです。また、現地調査も行ってまいります。

環境教育の場として、緑地は遠くでなく身近なところだという意見がございました。私どもも同じように考えているところがございますので、報告にもそう記載いたしました。

8ですが、既存の基金と調整を図るということで、みどり推進課と十分に協議されたいという意見ですが、既存の基金の調整にとどまらず、さまざまな検討をしていきたいと考えております。

9、10 ですが、緑化保全などの施策に対する貢献度、あるいは企業が何かメリットがなければうまく進まないのではないのかという意見でございますが、この意見に対しての対応ですが、右に記載しておりますように、いろいろな制度の構築に向けて検討を加えてまいりたいと考えております。

3ページです。ここからは報告書素案に対する意見への対応についてお話したいと思います。

最初に、緑化協定をアメニティ協定にできないかという質問です。これは、趣旨としては、環境の快適性の協定という意見だと思います。緑化協定を改定して敷地外を認めることとしたなど、少しアメニティ協定に近づいたかと思っております。現在の段階ではその趣旨を要綱の中に位置づけることで整理していきたいと考えております。

2は、報告書5ページの千葉県（案）、表がございまして、どうしても基準を下げた場合でも15%ぐらいにすべきではないか、10%は下げ過ぎではないかという趣旨のご指摘だと思います。これにつきましては、神奈川県、川崎市、横浜市の基準、これは平成13年に制定されておまして、当時定め得る下限値の15%が採用されているということで

すが、これが改正されまして、現在では 10%まで引き下げることが可能となっております。本県の工業専用地域においては住宅、商業地と接しているところは少なく、多くの場合は工場緑化と別に公共団体が造成したグリーンベルト、あるいは緩衝地帯を有しているということから、当該地域について 10%へ引き下げを行うこととしたものでございます。

ここで、先ほど司会から資料の説明がございましたが、その中に「工場立地法における緑地率の緩和について」という 1 枚のものをお配りしておりますが、この表をご覧くださいますと、「1 緑地率基準の本県案と他県の状況」で千葉県が工業専用地域で 10%になっております。広島、山口についても 10%でございます。

2 番目で、現在検討中の県が幾つかございまして、岡山県、愛媛県についてはこの 2 月議会に上程する予定で、この両県も工業専用地域、工業地域については 10%に緩和すると伺っております。

それから、10%ということですが、このほかに我々としては、これは工場内外ですが、緑地率を 20%以上となるよう努めることとしているところでございます。

3 ページの下の 3 と 4 ですが、これについては、工場敷地内の緑化は 10%を下回らないようにというご意見だと思います。この二つの意見ですが、当方の説明がいささか不十分な点があったと思います。工場敷地内の緑地については 10%以上を確保されますので、ご承知おき願いたいと思います。

続きまして 4 ページですが、最初に、「工場敷地内外で緑化率 20%以上となることとする。」にできないかという意見がございました。現行の緑化協定制度は、昭和 49 年に施行されたものです。当時、既に工場が建設されていたものもございまして、そういった工場については 10%の緑地率を適用しております。これら工場については、緑地を企業の努力により確保していただいたと思っております。右にも記載したとおりですが、企業の負担が大きくなるということから「努めることとする」としたところですが、県としては緑化率達成のために多くのメニューを用意して 20%の目標を目指していきたいと考えております。

6、8 ページの 12 行目、「予告なしの確認を実施することもある。」といったことを追加できないかという意見ですが、この緑化協定は紳士協定でございまして、お互いの信頼関係と申しますか、そういった中で結ぶものでございます。そういったことを考えますと、予告なしの確認はなじまないのではないかと考えております。

4 ページ、下の 1 ですが、報告案の文中に「緑化」あるいは「緑地」の文言がしばしば使われているという指摘がございました。このご指摘を踏まえまして、右のとおり修正いたしました。

2 ですが、「その過程では、県民、NPO、企業等あらゆる主体が……」に「その景観を維持管理していく担い手として県民、NPO、企業など……」の言葉の追加が欲しいという意見がございましたが、これは私ども考えるに、ただ単に参加するだけでなく、自分たちが環境保全の担い手であるという意識を持つことが必要であるという指摘であると思っております。対応については右に示してございますが、「自然環境を保全していく担い手として」と表現を改めて記載いたしました。ここで「景観」という言葉が出てきますが、景観だけでなく、幅広くということを考えまして、「自然環境」という文言にさせていただきました。

最後ですが、県民に対する普及・啓発が必要である、その資金の確保が必要である、という指摘と理解させていただきました。それにつきましては、右に記載のとおり報告に記載いたしました。

以上、対応について述べましたが、「記載した」と申し上げた箇所については、今後、要綱に反映する方向で検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

以上で説明を終わります。

事務局 前回1月27日の部会で緑化協定制度の改訂についてパブリックコメントを実施しているという報告いたしました。今回、寄せられた意見がまとまりましたので、説明いたします。

資料は「緑化協定制度改訂と工場立地法地域準則条例制定に関するパブリックコメント結果」という1枚の紙です。

緑化協定制度の改訂ですが、これは工場立地法地域準則条例と密接に関連しますので、あわせてパブリックコメントを実施しました。

意見の募集期間は、1月17日から2月1日まで。

その間に寄せられた意見は、5名で12件でした。内訳としては、一般県民の方が3名6件、企業から2名6件でございます。

寄せられた意見には、今回の提案に対する反対意見はありませんでした。

これらの意見には、後日、県のホームページ上で回答することとしています。

本日は、これらの意見についての県の考え方を説明させていただきます。

まず、1の(1)県所有地における緑化の取り組みはどうかということですが、県では、県有林の適正管理、都市公園の整備などにより緑の保全、緑化に努めています。また、公園内の整備にあたっては、市町村で定める基準に従って緑の確保に努めているところです。

(2) 今回の緑地率緩和に対応する具体的な緑地保全策はどうかということですが、緑化協定の改訂案では、新たに敷地外緑地を協定の対象とし、また各工場は敷地内外で20%以上の緑地の確保に努めることとしました。この敷地内緑地制度の活用により、多くの企業の参加を得て県土全体の緑地確保に取り組んでいきたいと考えています。

(3) の千葉県が首都圏で経済発展と環境保護両立のリーダー役になってほしいということですが、産業面でも環境面でも他の自治体をリードする特色ある施策を打ち出し、豊かで活力ある千葉県を築いてまいります。

(4) の臨海部企業などを決めうちにする緑化運動・負担ではなく、農林業後継者の育成、中高校生・一般市民の農林体験等、幅広い県民運動を展開すべきであり、こうした県民運動の中で企業の社会的責任を求めるのであれば企業は社会貢献することができる、ということでしたが、千葉県では、県、県民、NPO、企業等のあらゆる主体が関わり活動する緑地保全の取り組みを考えており、今回の緑化協定の改訂もその一環として行うものであり、緑化協定締結企業のみ負担により県土の緑地保全を行おうとするものではありません。

次に2の(1)、今回の規制緩和は、これまでの臨海部の環境整備に行政と企業が一体となって取り組んだ成果であってこそその緩和であることをもっと強くアピールしていくということでしたが、本県の臨海コンビナートの豊かな緑は、進出企業、県、企業庁、道路

管理者などがそれぞれの緑地を設けるなど、企業と行政機関の協力によって形成されたものであり、県としても誇り得るものと考えています。また、こうした背景を踏まえて今回の規制緩和になることを考えています。

(2) の各社は企業市民としての自覚を有しており、また社内の内部監視も機能しているので、規制緩和が環境悪化に直結することはあり得ないということですが、規制緩和は環境悪化に直結するとは考えていませんし、企業が企業市民として環境保全に取り組んでいたことは十分認識しており、今後も取り組んでいただくことが重要だと考えています。このような環境保全に取り組む姿勢が県民に評価される時代になってきていると考えています。

3の(1)、市町村の裁量で緑化率を決められるようだが、最低基準を規定しておくべき、という意見ですが、市町村は地域の実情に応じて県の定めを上回る緑化率を設定することを可能にするものです。

(2) 工場敷地内に一定の緑地を確保すること、(3) 工場敷地内の緑地については県内のどこの土地でも認めてほしい、ということですが、この二つの意見は、工場立地法地域準則条例の制定に関するものでした。地域準則条例で定める緑地率は、そのすべてが工場敷地内で確保されます。

(4) 事業所周辺の公有地の緑地の維持管理を事業者が行う場合、事業所の緑地に算入してほしい。これに関連して(5) その際に公園、グラウンド、公道の緑地や川、運河等の環境施設も緑地に算入してほしいということですが、緑化協定の対象とする敷地外緑地についてはどういうものが入るのか、幅広く検討しているところです。

(6) 事業所が2市に分かれている場合、緑地率の計算において合算してほしいということですが、緑化協定では事業所ごとに緑地の計算を行います。事業所が2市に分かれている場合、連続した1区画内の土地であれば合算することができますが、離れている場合は困難となります。

以上、今回寄せられた意見に対する県の考え方を説明しましたが、これらの意見のうち、緑化協定の要綱改訂の中で取り入れられるものは要綱等の中で規定していくことを考えています。

以上です。

田畑部会長 ありがとうございます。

それでは、第1号議案の「今後の新たな緑地保全の取り組みについて(報告)案」ですが、ご意見、ご質問、あるいは具体的にここは訂正してほしいということがありましたら、どうぞ。またここで議論していると時間がなくなりますので、具体的に「ここはおかしいよ」というのがあれば、ご指摘いただければありがたいのですが。

広瀬委員 対応一覧表の2ページの4で「在来種」という文言になっておりますが、これは外来種に対しての在来種で、どちらかという「郷土種」的な言葉に変えたほうがいいんじゃないかと思いますが。

米田環境生活部長 その対応案として「樹木の種類の選定に当たっては」云々かんぬん、この「在来種」を今おっしゃったような言葉に変えるということですね。

広瀬委員 そうですね。

米田環境生活部長 適切な言葉は何かございますか。

広瀬委員 「郷土種」はどうかと思うのですが、先生方に確認してもらえれば。

田畑部会長 9ページのウの「また、樹木の種類の選定に当たっては、可能な限り在来種を選択し、地域固有の景観を……」、それをどういうふうに……。

広瀬委員 専門的用語ではわからないので。在来種というと、日本国内にある種類という言い方ではないかと思うんです。だから、主に千葉県地方にある郷土的な樹種とか、そういうふうにしたほうがより身近なインパクトになるのかなと思います。

田畑部会長 在来種は、固有種、何とか種……、普通はそういうふうに使っていますかね。

親泊委員 固有種。

田畑部会長 固有種ですか。 また難しい言葉を使うと、よくわからなくなりますね。 どういうふうにしましょうか。

事務局のほうは、何か名案はありますか。

森環境政策課長 「県内の在来種」と「県内の」としたらいかがでしょうか。 そうすれば、千葉県にある固有的なという感じが出てくると思います。

田畑部会長 その地域にある種を選びなさいということを盛んに言っているのですが、それだけでもなくて、園芸種もたくさん入ってきているから、そういうもののこともあるので、なかなか難しいところですね。

在来種、郷土種、いろいろな言い方がありますね。

専門の方、どうですか。 もちろん事務局の中でも十分議論されたと思うのですが。

河添委員 普通の県民にわかりやすい言葉としては、さっきおっしゃった「県内にある在来種」という表現が一番わかりやすくいいかなと思います。「郷土種」という言葉は、あまり使わないような気がいたします。

田畑部会長 では、「県内にある在来種」。 県内に絞って大丈夫ですかね。

米田環境生活部長 「可能な限り」という言葉が前についていますので。「可能な限り地域固有の種を選択し、地域の独特の景観をできるだけ創り出す」というようなことになります。 大体意味が通じてくるようになる。 後ろにある「地域固有の」という言葉を前に使って、後ろはそんなに重きを置いた話ではないので。

河添委員 あまり限定してしまうと、後で困るので。

米田環境生活部長 では、「可能な限り地域固有の種を選択し、地域独特の景観をできるだけ創り出す」ということで。

田畑部会長 それでいいですね。

よろしいですか。

広瀬委員 結構です。

田畑部会長 ありがとうございます。

親泊委員 遅れて来たので説明を十分にお聞きできなかったのですが、もしかしらこの中に回答があるかもしれないのですが、10%は確保する、内外合わせて20%ということでもわかりましたけれども、例えば企業が財政的な支援をすることによって20%を確保するという趣旨でも構わないのですが、問題は、例えば企業が10%分を財政的な面で支援する場合、例えば買い取りをしてほしい緑地を県のほうでメニューとして出せないか。 県のほうでは、全然不必要なところを買い取ってもらうのではなく、県としてはここから先にできれば買い取ってほしいという緑地のメニューを用意するとか、県側もそれに対するもう一歩踏み



込んだ対応があってもいいのではないかという気がするのですが、ここに書いてありましたか。

米田環境生活部長　そこまで行くと非常に理想的な話なのですが、今の企業の動きは、まず、自分の社宅にどのくらい木を植えているかというのを数えているところが多いのです。それから、自分たちの持っている遊休地がどのくらいの面積があって、樹林がどのくらいあるかということ、今、一生懸命調べているようです。そういう答えがまずは返ってくるのではないかと。つまり、コストをかけないでこれを満足させようとするのが企業の動きですから。そういうところから多分この仕事は始まるのではないかと思います。

ところが、それは、剰余金を出しているような企業だとそういうことはできますし、遊休土地を持っている企業ですとそれができるのですが、だけど、そうでない企業もあるのですね。その人たちがどうするかというと、一団にまとまって少しずつお金を出して、では「企業の森」的なものをつくるかというふうになると、これは県と土地を持っている人たちと企業といろいろ相談しながらやるという話になってくるだろうと思います。

我々としては、いま親泊委員がおっしゃったような形で持っていきたいとは思いますが、これは企業の思惑と、土地所有者がどう考えるか、その辺でかなり左右されるのではないかと思います。

親泊委員　多分そうだと思います。まず企業の自社の所有地から始めるとは思いますが、そういう形だけでなく、県からも攻める形をアピールして、この土地だったら安く担保できますよとか、もちろん経済的支援だけでなくもいいわけで、社員がボランティア活動をするなり、NPOと一緒に何かそういった緑地保全活動に参加するとか、幅広いメニューで、企業を困らせることはないと思いますが、2割に相当する分については何らかの形で企業には協力していただく。そのためには、県側が多彩なメニューを用意して差し上げるということも親切ではないかと思うのですが。

米田環境生活部長　前回、1月27日のときに、このようなもの（「新たな緑地保全の取り組み（イメージ図）」）を差し上げてあります。これはまだイメージなので。今回は走りながらものを考えているものですから、なかなかピシッとしたものをお出しできなくて申しわけないのですが、ここではいろいろな制度をメニューとしてやろうということを考えています。今おっしゃったような形も、おそらく出てくると思います。

それから、パブリックコメントの1の（4）の中で、これは湾岸の大きな企業の職員の方からの意見ですが、「県民活動の中で企業の社会的責任を求めるのであれば、企業はそれぞれの身の丈にあった社会貢献を果たすことが可能だ」と。つまり、彼らのほうからも、こういう形であればこういう提案をしてくれれば僕らも乗れるよということを周知してくれているのですね。そこは、この制度を4月1日から運用するにあたって、企業の人たちと別個に、実は何ができるのですかということ県からも投げかけて、こちらからのメニューはこうだという話をしながら形をつくっていく、そういう作業が一つ必要だ。その中で、今おっしゃったような話が出てくるだろうと思います。

田畑部会長　運用の指針みたいなものが、またできるわけでしょう。

米田環境生活部長　はい。先ほど来説明が幼くて申しわけないのですが、要綱と申し上げているのは、この制度を実際に運用するにあたってどういうところでやるかということの覚え書みたいなものをつくるわけです。その中でいろいろまた検討していかなければならない。

田畑部会長　　その中でいろいろな意見が出ていることは理解しているんじゃないかと思いますが。どうですか、そういう発言については。

嶋崎環境生活部次長　事例として、県そのものの関与ではないのですが、県が関与してつくりました里山センターというものがあまして、任意法人ですけれども、その里山センターで今、里山活動をしたいという人たちにステージを提供する、あるいは紹介するために、里山活動の場として提供できますよという土地を募集したりしていますので、まだ本当の端緒ですけれども、県の関与といいますか、県が関わって緑化に何かお手伝いができるのかなという動きとしては一つあります。

田畑部会長　　よろしいですか。

親泊委員　　はい。

田畑部会長　　それ以外にございますか。

河添委員　　対応一覧表の4ページの5番の4行目に「これらの工場の緑化面積が、全体の65%を占めているという状況にあります」。この「全体の」というのは、850 幾つかの事業者のという意味ですね。

近藤自然保護課長　面積が、約800社ということでございます。

河添委員　　もう一つ、さっきパブリックコメントに対する県の考えというか対応策みたいなことを口頭で言っていたのですが、センテンスが長くてなかなか頭にスーッと入ってこなかったのです。ですから、この対応表みたいにきちんと文章にさせていただくとしっかり検討しやすいと思いますので、今後はそういうふうにしていただきたいと思います。

米田環境生活部長　　そのとおりなのですが、実はこれは情報公開との関係がありまして、パブリックコメントの答えは、オンラインで寄せられたものはオンラインでまた返すことになっていて、それまでは出さないのが建前なのです。この会議は公開になっておりまして、そこで時間的な齟齬が生じてしまって、大変ご迷惑をかけているという状況です。

田畑部会長　　これについては、同じようなことをやられるわけですね。

米田環境生活部長　　文章で、今度はネット情報公開します。そこまでお待ちくださいということです。まことに申しわけないですが、口頭でさせていただきました。

田畑部会長　　よろしいですね。

では、議案第1号のほうは、ちょっと訂正がありましたが、そこを修正していただいて。

米田環境生活部長　　9ページ25行目を修正させていただきます。

田畑部会長　　そうですね。よろしく願いいたします。

事務局　　文言を確認させていただきます。

9ページ25行目ですが、「また、樹木の種類の選定に当たっては、可能な限り地域固有の種を選択し、地域独特の景観をできるだけ創り出すべきである。」ということでしょうか。

田畑部会長　　よろしいですね。

(「異議なし」の声あり)

田畑部会長　　よろしければ、そのように決めていきたいと思います。

どうもありがとうございました。

それでは、午後にも議案第1号の説明をしなければならぬわけですね。「案」をこの部会で取って報告していただくということで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

田畑部会長 議案第1号は、「緑地保全の取り組みについて(報告)」として報告させていただくということでご了解いただきました。どうもありがとうございました。

## 議案第2号 今後の新たな緑地保全の取り組みについての答申案

田畑部会長 議案第2号に移ります。よろしくお願いいたします。

近藤自然保護課長 続きまして、議案第2号ですが、答申案を読み上げます。

この答申素案については、知事の諮問に審議会が答申する案として、自然環境部会で取りまとめるものでございます。

千葉県知事 堂本暁子 様

千葉県環境審議会  
会長 清水 誠

今後の新たな緑地保全の取り組みについて(答申)

当審議会は、平成18年1月16日付け自第712号で千葉県知事から諮問のあった「今後の新たな緑地保全の取り組みに関する基本的な考え方」及び「それを踏まえた緑化協定制度の見直し」について、自然環境部会に付議し、自然環境の保全の見地から慎重に審議した。

その結果を踏まえ、当審議会は下記のとおり答申する。

記

### 1 千葉県の緑地保全の取り組みに関する基本的な考え

千葉県における緑地保全のあり方については、工場の敷地内緑地のように時代の流れに沿って柔軟に緩和していくべき点もあるなかで、県土全体の緑地面積の確保や生物的に豊かな森林などその質的な充実を図って行かなければならず、検討すべき事項も多岐にわたることから、息の長い継続した取り組みが必要である。

また、これらの推進に当たっては、県、市町村、企業、県民などあらゆる主体が関心を持ち、取り組んでいくことが求められるものであり、企業においても、企業県民として主体的に緑地保全に取り組むことが必要である。

- (1) 今後の県の緑地保全の取り組みについては森林・里山の重要性を再評価し、企業が地域と一体となって森づくりなどに取り組むことは意義深いことであり、こうした企業の取り組みを県としても積極的に促進していく必要がある。
- (2) 県が、新たな緑地保全の取り組みとして、県民にわかりやすく、自然と触れ合える、生態系に配慮した森づくりを行っていくことは、県土の再生、環境の保全に向けた象徴的な取り組みとして極めて大切なことと考える。
- (3) 緑地保全の取り組みを展開するに当たっては、自然環境の地域特性に十分配慮して、地域固有の景観づくりにつなげていくことが必要であり、さらに、その過程では、自然環境を保全していく担い手として、県民、NPO、企業等あらゆる主体が参加できるようなしくみを検討し、県民の身近なところでこうした森が確保されることが望まれる。

- (4) 千葉県においては、こうした取り組みを手初めとしてあらゆる主体とともに、さらに緑地保全を推進することが求められており、企業と協働で進めていく上では、企業の社会貢献を訴えるだけでなく、緑地保全を進めることが企業にとってもメリットとなるようなしくみが必要である。
- (5) たとえば、緑地保全面での企業の貢献を評価する制度、企業の緑地保全の努力に関する公表制度、優秀な企業に対する表彰制度、緑地保全の促進に対するインセンティブの働くしくみ等の各種支援策について、今後検討し速やかな施策としての展開が望まれる。
- (6) 千葉県の緑地環境をより良い方向に改善するためこうした考え方で既存施策を見直すとともに、新たな施策を導入し、積極的な緑地保全の推進を図る必要がある。

## 2 緑化協定制度の見直し

制度の見直し案については、概ね妥当である。

なお、以下の事項に配慮する必要がある。

- (1) 緑化協定の今後の運用に当たっては、敷地外における森林の確保や先進性、多様性、合理性等のキーワードで緑化手法の競争が図られるような制度となるよう、緑地価値の換算に関する考え方を示すべきである。
- (2) 企業により事業場の規模や形態が大きく異なるので、企業が幅広い緑化手法のメニューの中から選択可能なシステムをつくるべきである。
- (3) 事業者が積極的に緑化を進めるようなインセンティブとなる制度の確立に向けてあらゆる面から検討し、緑化協定の適切な運用を図ることが重要である。

以上でございます。

田畑部会長     ありがとうございます。

今、議案第2号の「今後の新たな緑地保全の取り組みについての答申案」を読んでいたいただきましたが、ご意見、ご質問がありましたら、どうぞ。

河添委員     2度ほど「インセンティブ」という言葉が出てきますが、これをできれば日本語に訳して書いていただくと、意味がわかりやすいかなと思います。

事務局     日本語にしますと、「意欲を刺激する」というのが直訳なんです。

事務局     「動機づけ」ですね。

河添委員     できるだけ普通の人がわかる言葉にしていただければと思いますので、よろしくお願いします。

田畑部会長     委員の先生方、何か名案はありますか。日本語にしている言葉はありますか。

ちょっと思いつかなかったら、また事務局に戻しましょう。

渡辺政策室長     例えば、13 ページの(5)に「インセンティブ」とありますが、言葉として置き換えるのであれば、「緑地保全の促進意欲を促すしくみ」とか、平たく言えばそうかなと思うのですが。

河添委員     私は、それでわかりやすいと思います。

田畑部会長     (5)のところだけきちっと文章化しておきましょうか。

米田環境生活部長     2の(3)に「インセンティブ」がもう一つ。ここも直していきましょう。ここも同じでよろしいですか。

田畑部会長 「意欲を促す」、そういうふうにして、後でまた読み上げてください。

長谷川委員 記の1で「取り組みに関する基本的な考え」ということでズラズラといろいろ書いてあって、また(1)から(6)まであるのですが、なかなか理解できないんですけどね。「基本的な考え」のリード文の最初の段落で「息の長い継続した取り組みが必要である」と言っていますね。その後「また、これらの推進に当たっては……主体的に緑地保全に取り組むことが必要である」と。その後いきなり(1)から(6)まで行くのですが、だから(1)から(6)がどうなのかというのが見えなかったの、質問ということでお尋ねしたい。ちょっとわかりづらかったの。

米田環境生活部長 簡単に言いますと、「千葉県における」から「また……必要である」までは、「1 千葉県の緑地保全の取り組みに関する基本的な考え」の前文なのですね。前文で、上のほうの塊は姿勢を示し、「また」からの3行は担い手を示しているのです。次からは各論になるのです。全体の構成から見ますと、記の1でもう1というのは使っていますので、1の(1)総論、(2)各論と書くほどの量でもないしということで、省略させてもらったのですが。

長谷川委員 そうすると、(1)のこうしたことを踏まえ、(2)(3)(4)があるという意味ですか。

米田環境生活部長 そうですね。

長谷川委員 いきなり、「取り組むことが必要である」、そして(1)と入ったから、ちょっと見えなかった。ここに文章を入れる・入れない関係なく、こういったことを十分踏まえつつ(1)から(6)まであればわかるけど、その辺がちょっと整理がされなかった。

米田環境生活部長 それは委員の先生方のご意見であれば我々は変えますので、ご議論をお願いします。

田畑部会長 ご指摘のところ、いきなり入ったから、もうちょっと頭をつけますか。いかがですか。

長谷川委員 わかればいいです。自分がちょっとわからなかったという意味で言ったの。

田畑部会長 長谷川委員の提起はいかがでしょうか。読んでください。

初めは一生懸命長文でつくっていたのを、だんだん切っていったものだから、文章をつくっている人はよくわかるけれども、パッと読むとよくわからないということはあるそうですね。

嶋崎環境生活部次長 一案ですが、(1)(2)と番号を振ってありますが、(1)の前に「このため」と言葉を挟んではいかがでしょうか。

田畑部会長 文章をいじると、だんだん難しくなってくる。わかりやすい文章がいいのでしょうか。長谷川委員、どうでしょうか。何か名案はございますか。

長谷川委員 特に不明でなければ。私が個人的にちょっとこの辺がわかりづらいという気がしていただけ。

田畑部会長 もし修正するとすると、具体的にどんなふうにしたらよろしいでしょうか。

長谷川委員 (1)の前に「こうしたことを踏まえ」とか。「このため」というと、「望まれる」とか「必要がある」と言っているから、「こういったことを踏まえ」とやると、(1)から(6)まで行くつながりが見えるのかなという感じがするので。「必要がある」と前文で言って、また(1)で「必要がある」と言うと、何かつながりが見えなかったの。そ

れだけの意味で、実質的に意味がおかしいということではなくて、流れです。

米田環境生活部長 「また」と（１）との間、「……企業県民として主体的に緑地保全に取り組むことが必要である。」の後に「これらのことを念頭に、以下の点について留意しながら制度を構築すべきである。」ということを含んで（１）に移るということで。

田畑部会長 では、そうでしょうか。事務局で作文してください、いま部長さんが言ったような内容で。

親泊委員 「今後の新たな緑地保全」ですね。旧来の緑地保全と違うポイントは、かいつまむと何ですか。「今後の新たな緑地保全の取り組みについて」ということで、新たな緑地保全ですよ。今までの緑地保全の取り組みと違うポイント、この中ではどこの部分がその「新たな部分」となるのか。

追加して私が期待することを申し上げれば、具体的に、例えば、樹木だけでなくもっと広い意味での緑地の手法に変えたとか、樹木とか緑だけでなく、経済的な支援とか、活動的な支援とか、そういった面も取り込んでの緑化になったとか、今までの緑地保全法よりも少し幅広い解釈になったとか、今までと違うことが幾つかでも、その辺が出たほうが「新たな緑地保全」という手法になると思うのですが、こうやって書いていると、従来やってきたことですよ。

渡辺環境政策室長 いま親泊委員がおっしゃったのは、今後の新たな取り組みは何というところをはっきりさせたほうが良いということだと思いますが、今までの県としての緑の保全とか緑地の既存の施策ということになると、いわゆる林業部門がやっている森林保全整備、それから自然環境保全として保全区域を設定したり自然公園をつくったりしての保存、それから、いま新たなものとして里山活動というのが出てきている。それから都市公園等の特別の緑地保全、そういったものがあるわけですが、今回新たな取り組みとしてイメージしているのは、自然環境保全条例の一部に緑化協定も位置づけられて、工場敷地内の緑地を守っていこうということだったと思うのですが、今回それにあわせてこちらのほうで「新たな」としてイメージしているのは、今までどちらかというと間接的に出てきておりました「豊かな森」とか「生態系に配慮した森」、質的なものとして環境サイドから特にそういった森をつくっていくような動きを出したいと。それからもう一つは、つくる手法として、幾つか括弧の中にも書いてありますが、企業も含めて県民全体でそうした森の重要性を認識した上で全体で取り組んでいくようなことをやりたいと。大きく分けて質的な面と取り組み方法の二つ、この辺に「新たな」という意味をこちらとしては考えているということです。

事務局 補足させていただきますと、今までの緑化協定は樹木だけでしたが、それを幅広いメニューで選択可能なシステムとすべきということで、２の（２）、これが新たな緑化のメニューという形になります。いろいろな緑化手法があると思いますが、樹木だけでなくいろいろな手法はこれから選択可能になっております。こういうところは新しくなっております。

親泊委員 県はこうやってもっとポジティブに新たにやっていきますよというのをまず先に出して、それから引き続き従来のそれもさらに頑張りますよと、そこが新たな部分になると思うのですが、ここだとその辺があまりインパクトは出ていないような印象を持ったので。

田畑部会長 そうですね。工場立地法のほうに髪を引かれているものだから、どうしてもそっ

ちのほうが出てくるから、普通の緑地の話とちょっと変わっている。本当は「緑地保全とは」という言葉がきちっと整理されないと混乱してしまうのですが。

親泊委員 県がもっと立体的に動き出したというのを示すことは、県にとってもプラスだと思うのですね。決して絞めつけるわけでもないし、決して緩和するわけでもなく、もっと柔軟で幅広く県としては取り組んでいくのですよというのが出たほうが、皆さん好意的に受け取れると思うのですが。

田畑部会長 それほどの辺に入ればいいですかね。長くは入れられないし。

親泊委員 今おっしゃったことなどを先に並べるというのも一つの手ではないかと思います。

田畑部会長 先というのは、(1)の頭ですか。それとも、もっと上のほうですか。

事務局 12 ページの1の「柔軟に緩和していくべき点」というところに、親泊先生がおっしゃっている緑地の手法が、もうちょっと広げてという意味合いが含まれています。

米田環境生活部長 これは審議会から知事に対する答申ですので。この答申を受けて、知事がどこの段階で今おっしゃったようなことを出すかというのを、やっぱり考えないといけないと思いますね。

田畑部会長 審議会がこれで答申しても、知事さんが、私の意と違うと考えるときは、これは変わるわけでしょう。答申は変わらないけど、行政のほうを受けるか受けないか。

長谷川委員 この答申は、委員のコンセンサスでこういう形をお願いしたいということになれば、あとは行政のほうで、現実的に対応できるもの・できないものいろいろあるのでしょうから。

米田環境生活部長 財政という考えでは書けるかもしれませんが、13 ページ2の(1)(2)あたりに、今おっしゃったような中身が背景にあってこういう言葉が出てきていると思うのですね。

親泊委員 この番号の順は、何か意図があるのですか。

事務局 部会の報告書の順番にあわせているということでございます。

河添委員 いま問題になっていた(1)の上の3行のところ。担い手の話のところ。「また、これらの推進に当たっては、県、市町村、企業、県民などあらゆる主体が関心を持ち、取り組んでいくことが求められるものであり、企業においても企業県民として主体的に緑地保全に取り組むことが必要である」と、「企業」「企業」とこの3行の中にダブった感じがあるのですが。

米田環境生活部長 これは、緑化協定そのものが、企業と市町村と県と三者で結び、紳士協定とはいえ、企業にある程度の義務を課するものであるもので、ここでは「企業」という言葉が何回も出てくるということです。対象が企業ですので。

河添委員 1は「千葉県の緑地保全の取り組みに関する基本的な考え」という文章ですね。次のページに「2 緑化協定制度の見直し」がありますが、私だけでしょうか、「企業」「企業」となっていることに引っかかってしまったのは。ほかの方は引っかからなかったのでしょうか。

田畑部会長 委員の皆さん、どうですか。よく読んでみてください。

推進にあたってはこれだ、企業においてもこうだと。要するに、部長さんが言ったように、企業を中心にしているいろいろな表現しようとしているから、こういうことになるのでしょうね。

米田環境生活部長 県全体の緑化保全とか環境保全をここでどうするかという話ではなくて、緑化制度を変えるにあたって企業に対してものを言う制度なのだけれども、そこに新たな考え方として、さっき親泊先生がおっしゃったようなことを我々は考えながら、そういうことを入れて新たな制度をつくり出していく。そのときに審議会の先生方はどうお考えでしょうか、というのが基本だったわけです。

田畑部会長 そもそも論をあまり言うつもりはないですが、単純に言うと、工場立地法が、4年前ですか、その頃にできているけれども、それは国のほうで変えられたのだけれども、千葉県では、それを今まで変えずに、ここで変えようとしているわけでしょう。変えようとする前提として、県土の緑の問題をどうしよう、企業の事業場をどうしようとか、そういうことがあるものだから、その前提をとにかく考えてくださいというのが知事の諮問なのです。ですから、この後、工場立地法に伴う条例を変えなければいけない。そういうことがあるものだから、その先手を行こうとしているわけですね、この会は。その辺の了解を取っていただいたらいいかと思います。ですから、こういうのが出てきているのです。

河添委員 私一人のようですので、取り下げます。

田畑部会長 皆さんにご了解いただいたほうがいいです。

あとはよろしいですか。

それでは、今の文言の整理に入ってください。

事務局 文言の整理を確認させていただきます。

1の(1)の上の「また」からです。

また、これらの推進に当たっては、県、市町村、企業、県民などあらゆる主体が関心を持ち、取り組んでいくことが求められるものであり、企業においても、企業県民として主体的に緑地保全に取り組むことが必要である。

これらを念頭に次の事項について留意しつつ、制度を構築すべきと考える。

田畑部会長 では、そう修正させていただきます。

事務局 それと、先ほどの1の(5)の「インセンティブ」のところですが、これについても(5)全部を読みます。

(5)たとえば、緑地保全面での企業の貢献を評価する制度、企業の緑地保全の努力に関する公表制度、優秀な企業に対する表彰制度、緑地保全の促進に対する意欲を促すしくみ等の各種支援策について、今後検討し速やかな施策としての展開が望まれる。

あと2の(3)ですが、読ませていただきます。

(3)事業者が積極的に緑化を進めるような意欲を促す制度の確立に向けてあらゆる面から検討し、緑化協定の適切な運用を図ることが重要である。

田畑部会長 それでは、このようにしてまとめていただきたいと思います。

議案第2号の答申文については、これでお認めいただいたということです。ご協力ありがとうございました。



それ以外に何かありますか。

なければ、終わらせていただきます。

それでは、事務局のほう、よろしく申し上げます。

近藤自然保護課長　ただいまの審議結果につきましては、本日午後に開催される環境審議会に、「今後の新たな緑地保全の取り組みについて（報告）」及び「今後の新たな緑地保全の取り組みについての答申案」として環境審議会長に報告されます。そして、審議会において審議され、審議会委員の合意をいただいた後に、審議会の議決として知事に答申されることとなりますので、申し添えます。

田畑部会長　以上で議事を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

## 6. 閉　　会

司　　会　　どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして本日の千葉県環境審議会自然環境部会を閉会とさせていただきます。

1月27日と本日の2回にわたり長時間のご審議をいただき、まことにありがとうございました。本日の午後に開催されます環境審議会の審議につきましても、どうぞよろしくお願いいたします。

— 以上 —